

津市農用地集積・集約化促進事業奨励金交付要綱

平成27年3月31日訓第36号

改正 令和3年10月11日訓第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農用地の集積・集約化を促進し、経営規模の拡大による農業所得の向上等、農業競争力の強化を行うとともに、耕作放棄地の解消を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の奨励金は、「農用地集積・集約化促進事業奨励金」（以下「奨励金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 奨励金は、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）に基づき、農用地について次の各号のいずれにも該当する利用権（農業上の利用を目的とする賃借権に限る。以下同じ。）の設定を受ける者で、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づき作成した人・農地プランに位置付けた担い手（以下「交付対象者」という。）に対して、これを交付するものとする。

- (1) 農地中間管理事業に基づく賃借権を設定されたことのない農用地に対する新規の利用権の設定であること。
- (2) 設定期間が10年以上の利用権の設定であること。
- (3) 次のいずれかに該当する利用権の設定であること。

ア 法第18条第7項の規定により公告された農用地利用配分計画による利用権の設定

イ 法第19条の2第1項の規定による利用権の設定

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる交付の対象となる農用地（以下「交

付対象農用地」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて算出し、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(1) 中山間地域(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に規定する振興山村に係る地域及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。)内の農用地 10アール当たり20,000円

(2) 中山間地域以外の区域内の農用地 10アール当たり10,000円

2 奨励金の額は、交付対象者別に、交付対象農用地1筆(10平方メートル未満の端数は、これを切り捨てる。)ごとに前項の規定により算出した額の合計額とする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、第3条第3号アに掲げる利用権の設定を受ける者にあつては法第18条第7項の規定による交付対象農用地に係る農用地利用配分計画の公告の日から、同号イに掲げる利用権の設定を受ける者にあつては農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定による交付対象農用地に係る農用地利用集積計画の公告の日から起算して1月を経過した日とする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、交付対象農用地に係る利用権の設定が設定期間満了前に解除されたときは、その期間に応じて当該奨励金の一部の返還を命ずるものとする。ただし、災害等の不可抗力により利用権の設定が解除された場合は、この限りでない。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

(1) 交付対象農用地に係る利用権設定書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和３年１０月１１日訓第６１号）
この訓は、令和３年１０月１１日から施行する。